
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

※本稿は、三菱 UFJ 銀行会員制情報サイト「MUFG BizBuddy」からの転載です。

2025 年 2 月 6 日

アジア・ビジネスと対ロシア制裁

弁護士 [小林 英治](#) / 弁護士 [松嶋 希会](#)

概要

2022 年春から続くロシアへの経済制裁の強化に伴い、制裁回避の手法も複雑化している。日本企業はアジア地域で広くビジネスを行っているが、アジア・ビジネスでも対ロシア制裁対応が必要となっている。本稿では、主要 7 カ国(G7)諸国の協調体制と、アジアにおける制裁対応の重要性について解説する。

1.はじめに

日本が、米国や欧州連合(EU)などとともに、2022 年春にロシアへの経済制裁を強化し、もうすぐ 3 年が経過する。現在、2022 年ほどの頻度で制裁が発動されることはなくなり、制裁を潜脱する行為をいかに阻止するかが重要課題となっている。制裁発動から時間が経てば経つほど、また、制裁が強まれば強まるほど、制裁の抜け道スキームが増え、そして、巧妙になってきているのである。潜脱スキームはさまざまだが、日本を含めた主要 7 カ国(G7)諸国は、アジアや中東などのビジネスが利用されていると疑っており、対ロシア制裁の方向がかかる地域でのビジネスの取り締まりに向かっている。日本企業はアジア地域で広くビジネスを行っているが、対ロシア制裁を意識する機会は少ないと思われる。しかし、現在、対ロシア制裁違反を犯さないために、アジア・ビジネスでも対ロシア制裁対応が必要となっている。

2. 制裁潜脱の阻止における G7 協調

日本、米国、EU、英国などのG7諸国は、ロシアに対する経済制裁において協調してきたが、制裁潜脱の阻止においても協調し協力を深めている。

例えば、2023年、米国、EU、英国と日本は共同で、ロシアが戦闘を継続するために調達し続けるであろう物品、つまり、不法転用リスクが高い物品を優先品目として一覧にまとめた(Common High Priority Items List)。後述のとおり、EUは、優先品目の物品・技術につき特別な対応を義務化しており、日本も、企業に対し、特に優先品目の物品・技術をロシア以外の国・地域に輸出する場合、最終仕向地、最終用途や最終受益者等、取引内容を慎重に確認することを呼び掛けている(2023年10月注意喚起)ⁱ。さらに、G7諸国は、2024年9月、業界向けに制裁迂回防止のガイダンス(英語)ⁱⁱを作成し、日本の経済産業省も日本語訳(仮訳)ⁱⁱⁱを発表している。

ただし、各国の制裁潜脱の阻止の手法は一律ではない。日本は、一見、米国やEUと比較し、制裁潜脱を阻止するための規制が少ないようにも思われるが、これまでのように、米国・EUなどの措置を検討し適宜同様の措置を導入していく可能性がある。また、規定はないものの、他国規制と同様の対応が要請されうると考えられる点もある。そこで、以下、米国・EUの規制に言及しながら、日本において求められる対応を検討する。

3. 制裁の適用範囲の拡大(米国)

(1) 米国制裁

米国は、制裁対象(制限の対象となる者)と制裁適用対象(制裁を順守しなくてはならない者、制裁違反により罰せられる者)を拡大していくことで、制裁の潜脱を抑止し制裁の効果をもたらそうとしていると考えられる。

例えば、米国は、ロシア・ベラルーシの個人・団体を広く制裁対象に指定し、さらに、米国制裁の趣旨に反する行動を取る、アジア(中国、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、インドなど)、ヨーロッパ(キプロス、エストニア、フィンランド、英国など)、中東(トルコ、アラブ首長国連邦(UAE)など)の団体等も広く制裁対象に指定し、それらの者との取引を禁止したり、それらの者への輸出を制限している。

また、米国制裁は、主に米国の個人・企業が順守しなければならないが、二次制裁として米国の者以外も米国制裁の趣旨に沿った行動が求められている。例えば、日本企業も、承知の上で(knowingly)、米国制裁対象者のために重要な取引を支援した場合など、米国と何らの関係もないとしても、米国二次制裁の違反とみなされ、当該日本企業自体が米国制裁対象に指定されてしまうというリスクがある。さらに、米国は、2023年12月には二次制裁を強化し、米国以外の国の金融機関に、認識の有無を問わず、制裁対象者の重要取引や、軍事産業に関わる取引を支援した場合などにも制裁違反を追及できるようにした。2025年1月、実際に当該制裁が発動され、キルギスの銀行が、米国制裁対象となっているロシアの銀行のために海外送金を支援したとして、米国の制裁対象に指定された。

(2) 日本制裁

日本も、2023年12月以降、対ロシア禁制品につき、ロシア・ベラルーシ以外の第三国団体を輸出規制対象に指定し、2025年1月31日現在、47団体が指定されている。うち、中国企業(香港企業を含む)が25社と一番多く、半導体や電子機器に関係する企業である。その他は、トルコ企業8社、中央アジア諸国企業7社、UAE企業3社、タイのITハードウェア

ⁱ 「(お知らせ)ロシア向け輸出禁止措置と「Common High Priority Items」等の輸出における注意について」(2023年10月20日、2024年2月22日一部変更)

ⁱⁱ 「Preventing Russian Export Control and Sanctions Evasion: Updated Guidance for Industry」(2024年9月)

ⁱⁱⁱ 「輸出管理と制裁のロシアによる回避の防止:業界向け最新ガイダンス(仮訳)」(2024年10月)

ア企業1社、インドのテック企業1社などである。支払規制・資本取引規制では、物流関連企業(キプロス企業2社、UAE企業2社)など、5団体と1個人が指定されている。これらの団体は、先に米国やEUが制裁対象に指定していた企業である。

現在、米国やEUでのみ制裁対象に指定されている企業については、米国の二次制裁の考慮も必要だが、将来的に日本でも制裁対象に加えられる可能性がある。その際にどのように対応するのか事前に検討し、対応できるように契約書等を作成しておくなど将来を見越した対応と管理が必要となっている。

4. 各種の禁止・義務化(EU)

EUも、米国よりその数は少ないものの、ロシア・ベラルーシ以外の第三国の団体等を制裁対象に指定しているが、その他に、デュー・ディリジェンス(DD)の実施義務などの特定の法的義務を課すことにより、第三国・第三者を介しての制裁の潜脱行為の防止を図っている。

(1) 制裁潜脱行為の禁止

① EU制裁

EUでは、従前、規制を回避する目的又は効果がある活動に、承知してかつ意図して(knowingly and intentionally)参加することは禁止されると定められている(理事会規則269/2014、第9条、理事会規則833/2014、第12条)。「承知・意図」について、欧州司法裁判所は、制裁回避の目的や効果を故意に追及する必要はなく、参加することでそのような目的又は効果がありうることを認識し(be aware)、その可能性を享受する場合(accept that possibility)も含まれると解釈しており、2024年6月第14次対ロシア制裁では明文化されている。

② 日本制裁

日本では、第三国・第三者を介するなど制裁の潜脱行為が規制される行為形態として定められているわけではないが、かかる行為は、制裁違反行為そのものと捉えられている。

例えば、ロシアを仕向地とする輸出を制限する場合(外国為替及び外国貿易法(外為法)第48条第3項、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の4、同1号の7)、実際の最終的な仕向地がロシアか否かが考慮される。これまで、対北朝鮮制裁違反を含めて、制裁違反として刑事処罰が下された事案は、中国やシンガポールを経由地としたまさに迂回輸出である。2024年10月に対ロシア制裁違反の有罪判決が出された事案は、代表取締役がロシア国籍者である日本の輸出会社が、対ロシア禁制品である水上バイクなどを、韓国を最終仕向地と申告して釜山に向けて輸出したが、実際の最終仕向地はロシアであったという事案である(大阪地判令和6年10月31日(2024WLJPCA10319006))。

経済産業省は、2023年10月注意喚起において、「ロシア以外の国・地域を経由・通過してロシアに輸出する行為(迂回輸出)は」、「輸出禁止措置に違反することとな」と説明し、2024年12月発表の資料^{iv}でも、「ロシアへの再販売を知らずながら制裁対象品を第三国に輸出したら刑事罰の可能性も(過失でも行政制裁の可能性)」と念を押している。また、支払規制・資本取引規制については、財務省が、2023年5月に発表したFAQ^vにおいて、「形式的な名義等が誰であるのかではなく、支払等及び資本取引の意思決定を行っている実質的な当事者が誰であるのか、その利益が誰に帰属するの

^{iv} 「対ロシア制裁のリスクと対応の必要性」(2024年12月27日、2025年1月更新)

^v 「令和5年6月1日施行の支払告示・資本取引告示のFAQ」(2023年5月26日)

か等を総合的に勘案し、規制の該否が判断され、「第三者の名義で行われる支払等及び資本取引や間接に行われる支払等及び資本取引については規制の対象となってい」としている。

(2)DDの義務化

①EU制裁

EUでは、優先品目の物品・技術の一定の取引についてはDD実施が義務となっている(2024年6月第14次対ロシア制裁、理事会規則833/2014、第12gb条)。EU加盟国・同盟国(米国、日本など)以外の国に優先品目の物品・技術を輸出・提供する場合、ロシアに輸出されないか、ロシアでの使用に供される輸出ではないかを検証のうえリスクを評価し、リスク低減策を取らなければならない。FAQガイダンス^{vi}では、確認事項として、取引に関与する関係者、資金の流れや物流に関する事項(取引相手、その実質的支配者や代表、株主の変遷、エンドユーザーなど、取引の目的の合理性、支払スキーム、輸送ルート、経由地など)が挙げられている。また、EU域外に保有・支配する企業がある場合、これらの企業にも同様のDDを実施させるよう求めている。

優先品目以外の物品・技術について、一般的にはDDを実施する法的義務は定められていないが、実施しない場合、制裁違反の責任を問われるリスクが高くなると理解できる。EU制裁では、制裁に抵触することを知らなかった場合、又は、疑うに合理的な事由がなかった場合、責任を負わないと定められている(理事会規則833/2014、第10条)。この点につき、適切なDDを行わなかった場合には上記の免責はなく、例えば、DDにおいては、公開情報や入手容易な情報は考慮されるべきである旨が示されている(2024年6月第14次対ロシア制裁、理事会規則2024/1739前文、理事会規則2024/1745前文)。

②日本制裁

日本は、制裁規制としてDD実施の義務を定めているわけではない。しかし、制裁違反のリスク回避の観点からはDD実施が推奨される。そもそも、疑わしい点が判明した場合、取引をしないことで制裁の潜脱行為への関与を避けられる。また、実際には巻き込まれたとしても、DDを実施した結果をもってしても制裁違反の可能性を認識することが難しかった場合には、責任に問われるリスクは低減しうると考えられる。対北朝鮮制裁に関連して、日本の貿易会社が、中国企業にニット生地を販売していたところ、当該中国企業が北朝鮮に納めていたという事案では、貿易会社が、最終仕向地が北朝鮮であったことを認識していたか否かが争点となった。検察側が認識を立証する必要があったところ、認識の推認には無理があり、最終仕向地が北朝鮮であったとしても故意が認められないとして無罪となった(大阪地判平成30年5月29日(2018WLJPCA05299002))。このような場合、DDを実施していれば、かかる推認を反証できる可能性が上がると思われる。

G7諸国は、潜脱行為のレッドフラグ指標を挙げており、DD実施により、これらの指標を確認し、確認したことを書面化しておくことが推奨される。経済産業省は、2023年10月注意喚起において、以下のような指標を指摘しており、参考になる。

^{vi} 「ENHANCED DUE DILIGENCE FOR OPERATORS MANUFACTURING AND/OR TRADING WITH CHP ITEMS」(2024年12月11日)

- ・貨物の用途と需要者の事業内容が一致しない。
- ・輸出予定先の企業に対して、輸出予定品目に関する最終用途を質問しても、明確な又は合理的な回答が得られない。
- ・最終仕向先が運送業者となっている、又は、最終需要者が決まっていない。
- ・輸出予定先の企業がロシアに支店等を持っている、又は、(HP 等により)ロシア企業と取引している事実が確認できる。
- ・輸出予定先の企業が米国・英国・欧州連合の制裁対象となっている。
- ・2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降に初めて引き合いがあった。
- ・2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降に注文数量が著しく増加した。
- ・注文数量が、需要者の事業規模に比べて過剰に多量の要求となっている。
- ・輸出予定品目の仕向地までの輸送ルートが不明瞭である、又は、ロシアを経由して輸送するよう計画されている。
- ・輸出予定品目について、市場価格に比して高額で又は通常よりも好条件(全額前払い等)で取得しようとしている。
- ・輸出予定品目の納期日が通常に比して極端に短い。

出所:「(お知らせ)ロシア向け輸出禁止措置と「Common High Priority Items」等の輸出における注意について」(経済産業省)

(3)ロシアへの再輸出禁止条項の義務化

①EU制裁

EUは、一定の取引契約にロシアへの再輸出禁止条項(no Russia clause)を含めることを義務化している(2023年12月第12次対ロシア制裁、理事会規則833/2014、第12g条)。EU加盟国・同盟国(米国、日本など)以外の国に、優先品目などの特定の物品・技術を輸出・提供する場合、ロシアへの再輸出、ロシアでの使用を目的とする再輸出を、契約上禁止しなければならない。実効性を担保するために、禁止条項の違反に対して相応の救済措置(違反を抑止するに十分な取引相手方への負担)を設けなければならない。

②日本制裁

日本では、上記のような法的義務は課されてはいない。しかし、制裁潜脱行為に巻き込まれたり、潜脱行為への加担を推認されないようにするために、特に優先品目の物品・技術を輸出する場合、使用者・使用用途などを確認するDDを実施し、準拠法などが許す範囲で上記のような条項を契約で合意することが推奨される。

(4)海外子会社による制裁順守の努力義務化

EUでは、EU事業者は、EU域外に保有・支配する企業がある場合、当該企業がEU制裁を損なうような行動に出ないように最大限努める義務(best efforts)が課されている(2024年6月第14次対ロシア制裁、理事会規則833/2014、第8a条)。日本には、子会社による日本制裁順守は要請されていないが、日本からの輸出が関係していたり、一連の取引に日本の親会社・関連会社も参加していたりする場合、例えば、迂回輸出を疑われる可能性があるため注意が必要である。

(5) 第三国への輸出禁止措置

EUは、ロシアへの迂回輸出の中継地となっている第三国に対し、EUからの輸出等を禁止することができる仕組みを導入している(2023年6月第11次対ロシア制裁、理事会規則833/2014、第12f条)。当該禁止措置の対象は、重要軍民両用物品・技術、ロシアの軍事力強化に寄与する物品・技術や、それらに関わるサービスや資金援助に限られ、具体的な品目は当該禁止措置の発動の際に指定される。

ただし、EUとしては、まず、かかる第三国との協力・対話に努めてロシアへの迂回輸出を防ぐものとし、かかる第三国への輸出禁止は、例外的で最終的な手段としている。2025年1月31日現在、特定国を指定した具体的な措置は発動されていない。日本は、前述のとおり、対ロシア禁制品につき、第三国の特定企業に輸出することを規制し始めているが、特定国に全面的に輸出を禁止する政策は示されていない。

M000376-15
(2025年2月2日作成)

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [小林 英治](mailto:ejji.kobayashi@amt-law.com) (ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 [松嶋 希会](mailto:kie.matsushima@amt-law.com) (kie.matsushima@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。